

消 費 生 活

若者を狙う悪質商法にご用心！

「断る勇気」「早めの相談」が大事です。

成年になると、未成年を理由とした契約の取り消しはできません。

契約をせかされても、不安を感じたり迷ったりしたときは、その場で契約しないこと。家族などに相談したり、よく調べたりして、契約するかどうか慎重に判断しましょう。

こんなトラブルに気をつけて！

SNSきっかけのトラブル

SNSで知り合った人と仲良くなり、勧められた有料サイトに登録したり、高額商品を購入したが、「お金を支払った途端、相手と連絡がとれなくなった」というトラブルが増加しています。特にお金に関する話がでたら警戒しましょう。

マルチ商法（ネットワークビジネス）

「人に紹介すれば報酬を得られる」「誰でも簡単に儲かる」などと勧誘し、商品やサービスを契約させる商法です。投資や副業などを勧誘する「モノなしマルチ」が増加しています。

友人や先輩だけでなく、SNSやマッチングアプリで知り合った人からの勧誘もあります。事業者の実態や仕組みが分からぬもうけ話には関わらないようにしましょう。「誰でも」「簡単に」「絶対に」儲かるおいしい話は、世の中にありません！



(消費者庁イラスト集より)

美容医療サービスのトラブル

SNSやウェブサイト広告等をみて受診してトラブルになるケースが多くみられます。広告と異なる契約を勧誘された場合や、断っているのに勧誘を続ける、希望しない即日施術を強要するなど、金額や内容に不安がある場合は、安易に契約せず、きっぱり断りましょう。

覚えておこうクーリング・オフ制度

契約後、冷静に考えた結果、必要ないと判断した場合、一定の期間内であれば無条件で解約できる制度です。ハガキや電子メール等による通知で行います。

クーリング・オフできる取引の期間と種類

期間	取引内容
8日	訪問販売・特定継続的役務提供（エステ・美容医療・語学教室）等
20日	マルチ商法・内職商法 等

※店舗での購入やネット等での通信販売の場合、クーリング・オフできません。
返品条件等をよく確認してから、購入しましょう

多重債務のきケン

多重債務とは、複数の業者から借金をし、返済困難になっている状態です。

多重債務に
陥らない
ポイント

- 安易にキャッシングをしない
- 借金返済のために借金をしない
- クレジットカードの枚数を増やさない
- 高金利のヤミ金融は絶対に利用しない

スマホで手軽に借り入れの申込みができる時代ですが、「本当に借金までして手に入れたいものなのか」「最後まで遅れることなく返済できるか」よく検討しましょう。返済困難な状況になった場合は、ためらわずに相談してください。

また、安易に友人や親族に名義を貸したり、保証人にならないことも大切です。

保証人	本人が借金を返せない場合、自分が代わりに返済しなければならない
連帯保証人	保証人よりも責任が重く、借りた本人と同じ立場で支払義務のある人

商品・サービス・契約トラブルで困ったら、まず相談！

電話・直接来所どちらでもOK

高松市消費生活センター 高松市役所1階

(相談窓口) 087-839-2066

受付時間：月～金曜日 8時30分～17時（祝日・年末年始を除く）